

生活クラブ風の村 2020年度事業計画全エリア共通の方針（抜粋）

<理念1>

私たちは、一人ひとりの個性と尊厳を尊重し、基本を大切にした質の高い支援を目指します。(ケア)

① 全分野共通の基本姿勢に位置付けている「ICF*1」の概念をしっかり理解し、これに基づく支援を行うことで、QOL(生活の質)の向上を目指します。また、そのことを可視化し、従業員満足度の向上につなげます。

- ・ICFの概念を浸透させ、その重要性を職員の60%が答えられるように、エリアや施設内に指導できる職員を育成します。
- ・生活クラブ版高齢者10の基本ケア*2を浸透させ介護技術マイスター認証*3を広めます。
- ・各エリア(高齢分野の事業所)において、「生活クラブ版高齢者10の基本ケア」の研修を定期的に開催し、また介護技術マイスター認証の推進により技術の可視化を図ります。
- ・アウトカム評価指標*4の整理を行います。
- ・KAZEGRAM*5の整備を進めます。

② 世代や分野を超え、「やってあげるケア」から持てる力を活かして支え合う関係性の共生型社会づくりを目指します。

- ・障がい者相談支援事業所のあり方を検討します。

③ 「基本ケア」で提示できる事業については「基本姿勢」からの置き換えを行います。

- ・「基本ケア」の検討を行います。

④ 各分野(事業別)の体制強化をおこない連携することで質の向上を図ります。

- ・保育園、はぐくみの杜では管理栄養士が不在のため、栄養管理への対応として共通献立表の作成に着手します。
- ・スペースびあで精神障がい者によるびあサポートを検討します。
- ・障がい児者サービス連絡会を定期開催できる体制を整えます。
- ・保育、児童養護・学童の3つのことも関連事業の連携を強化する第一歩として 合同研修を行います。
- ・障がい分野統括マネジャーの設置を検討します。

⑤ 虐待防止規定と指針、身体拘束ゼロに基づいた職場運営を行ない利用者の権利擁護に取り組みます。また、訪問による苦情解決第三者委員会で、風通しのよい事業所運営とケアの質の向上に取り組みます。

【虐待防止】

虐待防止規定と指針、身体拘束ゼロに基づいた職場運営を行ない利用者の権利擁護に取り組みます。

- ・ヒヤリハット*6の事例を職員が共有できる仕組みを検討します。
- ・事業所ごとの成果や課題を「見える化」し、本人や家族にも知らせていきます。
- ・職員のストレスチェックを行い、虐待を早期に防ぐようにします。特に外国籍の職員のストレスには注意します。
- ・虐待防止や不適切なケア防止につながる人権尊重や倫理に関する研修を行ないます。
- ・虐待防止と合理的配慮についての研修を検討します。

【苦情解決第三者委員会】

訪問による苦情解決第三者委員会や自主監査の活動で、風通しのよい事業所運営とケアの質の向上に取り組みます。

- ・9施設(入居系)から9名の相談員を選出し、苦情解決第三者委員の訪問相談を継続します。
- ・利用者及び家族への苦情解決第三者委員会活動の更なる周知を図る取り組みをします。
- ・訪問相談員の資質向上のための千葉県運営適正化委員会主催の研修を受講します。
- ・2019年に実施された自主監査委員会の利用者アンケートの結果を共有し、訪問相談の内実を高めます。

⑥ 高齢者介護において、「在宅生活を続けたい」という本人やご家族の意向を尊重できるように、風の村が支えきる支援を行っていきます。

- ・在宅生活を支え切るサービスを追求します。

看護小規模多機能型居宅介護、及び小規模多機能型居宅介護の開設に向けた検討を始めていきます。

- ・ケアラー(介護者)支援を充実させます。

⑦ 訪問看護では、くらしに焦点を置いた質の高い看護サービスを提供します。

- ・訪問看護ステーションで働く職員の質の向上を図ります。
- ・2019年訪問看護ステーションに勤務する看護師全員の、質調査(経営質調査・サービス質調査)の結果を踏まえ、各拠点の管理者はスタッフ個別面談を行い、次年度熟達するべき研修計画を立案します。

⑧ 分野を問わない包括的な相談支援の実施と社会資源開発を行います。

- ・総合相談事業受託および生活困窮者自立支援事業受託を拡大します。
- ・各受託自治体における事業拡大と増員を目指します。
- ・住まいの確保が困難な方への居住支援法人としての準備を始めます。
- ・少額貸付けを各相談窓口で実施し、これまでは対応に苦慮していた、命の安全のために即刻一定の費用が必要なケースに対応できる体制を作ります。
- ・研修を充実させ人材育成を図ります。関連団体であるユニバーサル就労ネットワークちばと合同での職員研修会を四半期ごとに企画します。

<理念2>

私たちは、地域のみなさんと共に、誰もがありのままにそのらしく地域で暮らすことができるようなコミュニティづくりに貢献します。(地域)

① 生活クラブ安心システム*7を継続強化していきます。

- ・「生活クラブ安心システム」を推進します。

・小規模多機能ハウスを建設準備中の八街と成田についても安心システムの推進について検討します。

・住民主体の「街の縁側*8」づくりの推進をめざします。(茂原、君津)

・各拠点で住民主体の「コミュニティデザイン」の活動に取り組みます。

・質の高い学習支援事業を行える体制づくりを模索します。

・こどものキャリア教育プログラムを千葉で広げるため認定NPO法人キーパーソン21と生活クラブ千葉グループが提携し進めている「わくわくプロジェクトCHIBA」の活動を支援し、また、児童養護施設はぐくみの杜君津の子どもたちへのプログラム実施を検討します。

・子育て家庭への支援の取り組みを検討します。

・生活困窮者支援を通じて地域づくりに取り組みます。

・風の村主催の初任者研修の虹の街開催を検討します。

② 介護者を、支援していくことが必要な当事者として認め、社会参加や生活の質の充実、心身の健康維持について支援していきます。

・生活クラブ安心支援システムに位置づけ、介護者支援を地域で広げていきます。

・ケアラーズカフェ*9などを通じた家族への学習会など、在宅介護に不可欠な家族支援をより一層充実させます。

・ケアラーの声をたくさん集め、自分ごととしてイメージできる「困りごとの見える化」を検討します。

③ 日本における精神障害者福祉は遅れており、精神病院での入院療養という形が依然として行われています。このあり方に疑問を持ち、精神障がいがあっても孤立することなく地域で暮らしているよう取り組みます。

精神障がい者にも対応した地域包括ケア推進基金(通称:びあ基金)の活用を通して、精神障がい者に対応した地域包括ケアの取り組みにつなげます。

・佐倉市(印旛圏域)における訪問支援を担当する職員1名を採用し、既存の訪問看護ステーションさくら、相談事業所すけっと、こもれびさくらと連携しながら、事業開始に向けた準備を進めます。

・びあ基金運営委員会部会で具体的な議論を進め、2020年度に2件以上(訪問支援関連を除く)の拠出を目指します。

④ 地域に暮らす子どもたちの権利擁護活動に取り組みます。

・君津市にて児童家庭支援センターの事業を開始します。

・君津市にて要養護家庭をサポートする場や仕組みづくりをするため、先進的に取り組みをしている団体・行政の調査を行います。調査結果をもとに事業化を目指します。

・保育園、学童においても虐待が発見できるよう虐待予防・防止の研修会に参加、事業所内での共有を進めます。

⑤ 在宅での暮らしを支えるため、各事業所において保険外サービスの取り組みを検討します。

現在の職員(働き手)では介護保険外サービスの取り組み拡大は難しい状況です。まずは地域福祉に係るメンバーの拡充をするため、安心支援システムの充実を図ります。

⑥ 韓国の協同組合活動を行う人々との定期交流を推進します。

・これまで5回の研修訪問団を受け入れ、2019年度に生活クラブ千葉グループで訪問交流した原州社会経済ネットワーク協同組合や2019年11月に訪問交流した安山医療社会的協同組合との定期交流を進めます。

<理念3>

私たちは、情報公開、説明責任を大切にするとともに、希望と働きがいをもてる職場を、自らが参加してつくりまします。(職員・働く場所)

① 各エリアにおいての経営自立を目指し段階的に権限移譲と責任体制の強化を行います。

各エリアにおいての経営自立を目指し段階的に権限移譲と責任体制の強化を行います。

・すべてのエリアが黒字になることを目標とします。

・エリアマネジャーの決済権限を拡大します。

・アメンバー経営*10をさらに浸透させます。

② 労働人口の減少により職員確保が難しい状況が続きます。その中で生活クラブの魅力を発信し採用につなげるとともに、人材育成を行います。

広報戦略を明確にし、採用につなげる広報と主に利用者へ向けた広報を整理します。

・2019年度をモデルに新卒採用の標準化を行い、毎年の採用が計画的かつ安定的にできる仕組みにつなげます。

・採用につながる広報活動を行います。

・採用パンフレット改定は2022年度卒に向けて2021年2月の完成を目指します。改定に当たっては若手職員中心のプロジェクトを立ち上げます。

・ホームページを職員の定着のために、各施設の特徴をアピールし、魅力的な職場であることが分かるようにします。

・「生活クラブつうしん」の位置づけから検討し、発行頻度、内容、ボリューム等を検討します。

③ ユニバーサルな職場作りを進め、はたらきやすい職場づくりを職員全体で作ります。はたらきやすい職場であることは、採用アピールや離職防止につながり、業務の質の維持向上が期待できます。

・「(仮)はたらき方改革≒福利厚生を充実する計画作成委員会」を設置し、職員が参加して働きやすい職場を考え、実行に移し、年度内に報告書にまとめます。

・外国人労働者の受け入れ団体と連携し外国人技能実習生の円滑な受け入れ体制を確立します。

④ 職場のハラスメントの根絶に取り組みます。

・パワーハラスメント対策の義務化に伴い、現行規程を法に則した規定に見直すとともに、職場研修等を実施します。

⑤ 研修体系を整備し、職員一人ひとりが「ケアの質が高い生活クラブで働いている」と自慢できるような状態を作り上げます。

・認知症ケアに関して「新規入職者指導マニュアル」を作成します。

・認知症ケアに関わる事業所において、ユマニチュード研修を実践していきます。

・マイクロラーニング(5分程度の短期eラーニング)の導入を開始します。

⑥ ユニバーサル(UW)就労支援*11 を広げ、対応の高度化を図ります。

- ・UW に関する研修を全事業所で実施します。
- ・業務分解を改めて全事業所で実施します。
- ・UW 高度化の議論を行い実行に移します。

<新規事業検討および収支計画>

①事業の継続と充実は、社会的ニーズがある事業や受け皿が不足している事業を中心に取り組みます。

- ・さくらエリアでは障がい者グループホーム設立に向けて検討を進めます。
- ・エリアごとに外部サービスを活用した障がい者グループホームの設立を検討します。
- ・若年性認知症デイサービスの創設を検討します。
- ・低所得者向けの住まいの建設を検討します。
- ・ペットと安心して暮らし続けることができる住まいの建設を検討します。
- ・すべてのエリアにおいて小規模多機能型居宅介護が設置できるよう開設の検討を継続します。
- ・児童家庭支援センターの開設を検討します。
- ・住まいの貧困を解決するため、住宅セーフティネット法*12 に基づく居住支援法人として県の指定を受けます。
- ・新しい施設を建設する際にこれまで大切にしてきた「利用者の自立支援」「多世代交流の場」の視点に加え、「防災・減災」「職員のはたらきやすさ」、「バックヤードの使いやすさ」などを加えた設計にしていきます。また環境、エネルギーの観点から、省資源、再生可能型・地域循環型循環型エネルギー利用に努めます。
- ・認知症の方の働く場の検討とともに、ご家族への隙間時間を始します。

②全員参加型経営を推進するためにアミーバ経営を定着させます。

収入目標と時間管理を適切に行い通年平均時間単価は2150円を超えることを目標とします。

③大きな投資は以下を予定します。

- ・小規模多機能ハウス八街建設
- ・成田複合施設建設
- ・風の村さくら大規模改修工事
- ・全事業所パソコン入れ替え
- ・風の村八街樹木伐採と土地造成

④SDGs*13 について風の村の目標設定を行います。

- ・風の村の理念や日常業務に照らし合わせて、SDGs の目標設定を行います。
- ・「ちば社会的連帯経済研究所」の活動に参加し、研究誌の発行、セミナーの開催メルマガの配信を行います。

生活クラブ風の村は千葉県内の「7つのエリア」と、「しごとくらし事業部」で構成しています。

エリア	流山エリア	流山市
	柏エリア	柏市・我孫子市・松戸市
	千葉・市原エリア	千葉市・市原市
	君津エリア	君津市(一部千葉市含む)
	佐倉・成田エリア	佐倉市・成田市
	船橋・市川エリア	船橋市・市川市
	八街・茂原エリア	八街市・茂原市

しごと・くらし事業部(県内7ヵ所、6市で実施)

*1 ICF 人間の「生活機能」と「障害」の「分類」の方法を示したもので、生活を障がいの有無のみではなく、活動や参加の状況や、その人を取り巻く環境との相互作用として捉え、支援に繋げることを目的とした分類。

*2 10の基本ケア 高齢者介護において生活クラブ風の村のケアの基本を定めたもの

*3 介護技術マイスター 介護技術に長けた風の村職員に与える称号

*4 アウトカム評価 施策・事業の実施により発生する効果・成果(アウトカム)を表す指標

*5 KAZEGRAM(カゼグラム) 風の村業務マニュアル

*6 ヒヤリハット 事故に至る可能性があったものの、事故に至る前に発見されて防ぐことができた場合のこと。(ニアミス)

*7 生活クラブ安心システム 「地域包括ケアシステム」を具体化する取り組み。「安心支援システム」と「安心ケアシステム」の2つがあり、地域の支援が必要な人全てが対象。

*8 街の縁側 誰でも参加できる「地域の居場所」。「星の数ほど縁側を！」を合言葉に生活クラブ千葉グループで取り組んでいる。

*9 ケアラーズカフェ ケアラーズ(介護者)同士の交流や情報共有、息抜きができる場のこと

*10 アミーバ経営 各部門の活動成果を数字で見える化し、成果の振り返りと先々のアクションを事業所単位のアミーバ会議重ね、更なるサービスの質の向上と全員参加の経営手法。(京セラ稲盛和夫氏考案)

*11 ユニバーサル(UW)就労支援 障がいがあったり、生活困窮状態にあるなど、さまざまな理由ではたらかたいのにはたらかづらいつべての人がはたらけるような仕組みをつくと同時に、誰にとってもはたらきやすく、はたらきがいのある職場環境を目指していく取り組み

*12 住宅セーフティネット法 高齢者や障害者などへの安定的な住宅供給するための支援の指針を定めた法律

*13 SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称 2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている

【Ⅲ】2020年度当初予算

2020年度の新規事業は4月に第3おおぞら学童の開所、あいネットにて被保護者家計改善支援事業、生困(栄・酒々井)にて家計改善支援事業の受託、6月からはあんしんケアセンター小仲台にて第2層生活支援コーディネーター配置業務の受託、1月からはあいネットにて一時生活支援事業の受託、3月からは小規模多機能ハウス八街の開所を予定しております。

法人全体の予算は、サービス活動収益計画を6,823,759千円(19年度予測比101.0%)、サービス活動費用計画を6,701,360千円(19年度予測比102.9%)、経常増減差額131,818千円(19年度予測比52.4%)の編成となっています。経常増減差額率は1.9%(19年度予測3.7%)となります。

最終的な当期活動増減差額は126,436千円で編成しました。予算は各事業所の数値を合算したものを予算としています。

前期繰越活動増減差額は、決算確定をもって数値を変更していきます。計数整理の結果、若干変動を生じる場合があります。

I 主な経営数値

項目	数 値	19 予測比
訪問介護事業のケア時間	179,301 時間	105.6%
高齢者デイサービス利用回数	61,057 回	104.2%
居宅支援プラン数	38,744 件	108.3%
短期入所事業の受入れ件数	29,398 件	138.8%

II 事業別概算収入予算

単位：千円

区 分	収入額	区 分	収入額
ホームヘルプ事業	888,795	定期巡回型サービス	360,420
デイサービス事業	601,554	地域包括・相談事業	445,110
有料老人ホーム高住事業	298,133	福祉用具事業	416,356
特別養護老人ホーム&グループホーム	579,008	小規模多機能居宅介護	293,861
保育園・学童	461,419	訪問看護事業	303,116
ショートステイ事業	405,913	放課後等デイサービス事業	169,076
児童養護施設・乳児院・自立援助ホーム・あっせん事業	484,538	診療所	6,656
居宅介護支援事業	454,826	賃貸事業他	144,961
障害者(児)事業	541,213	合計	6,854,955

III 資金収支計算書予算

単位：千円

1. 事業活動収入計	6,854,955
2. 事業活動支出計	6,479,299
3. 事業活動資金収支差額	375,655
4. 施設整備補助金・寄附金・借入金収入	347,574
5. 施設整備等支出	
① 設備整備借入金償還支出	113,520
② 風の村なりた(複合施設建設費・デイ改修他)	290,050
③ 本部(サーバ-入替費用他)	40,000
④ 風の村八街(自家発電設備設置他)	35,312
⑤ その他(パソコン入替・建設付属設備他)	233,344
小計	712,227
6. その他の活動収入計	
① 積立資産取崩収入(地域福祉支援積立金他)	32,619
② その他	63,580
小計	96,199
7. その他の活動支出計	
① 長期運営資金借入金元金償還支出	102,356
② 積立資産支出(修繕積立金、地域福祉支援積立金、児童養護寄付金積立)	32,356
③ その他(敷金他)	64,413
小計	199,125
8. 予備費	68,000
9. 当期資金収支差額合計 (3+4-5+6-7-8)	△159,923
前期末支払資金残高(2019年度予測額)	484,728
当期末支払資金残高	324,805

IV 事業活動計算書予算

単位：千円

勘 定 科 目		金 額	19 予測比
サービ ス活 動 増 減 の 部	収 益	介護保険事業収益	3,584,925 105.0%
		老人福祉事業収益	303,189 100.6%
		児童福祉事業収益	507,978 106.4%
		保育事業収益	546,012 106.9%
		就労支援事業収益	80,139 102.4%
		障害福祉サービス等事業収益	942,671 105.6%
		医療事業収益	130,833 68.4%
		建物貸付事業収益	20,533 124.9%
		飲食事業収益	6,108 96.8%
		福祉用具貸与事業収益	338,329 104.3%
		福祉用具販売事業収益	38,426 100.4%
		住宅改修事業収益	33,600 90.9%
		物品販売事業収益	6,000 57.1%
		ヘルパー事業収益	1,490 151.5%
		その他の事業収益	283,183 108.0%
経常経費寄付金収益	336 0.2%		
サービス活動収益計(1)	6,823,759 101.0%		
サー ビ ス 活 動 増 減 の 部	費 用	人件費	4,714,899 103.8%
		事業費	530,105 100.4%
		事務費	878,209 100.2%
		就労支援事業費用	101,674 94.8%
		福祉用具貸与事業費用	180,667 103.6%
		福祉用具販売事業費用	25,015 102.1%
		住宅改修事業費用	28,358 90.8%
		物品販売事業費用	4,704 50.4%
		減価償却費	315,727 106.3%
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△78,002 102.4%
サービス活動費用計(2)	6,701,360 102.9%		
サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)	122,398 51.2%		
外 増 減 の 部	サー ビ ス 活 動	収益	サービス活動外収益計(4) 31,195 84.9%
		費用	サービス活動外費用計(5) 21,775 88.7%
		サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)	9,419 77.1%
経常増減差額(7) = (3) + (6)	131,818 52.4%		
特 別 増 減 の 部	収 益	特別収益計(8)	131,831 126.6%
		費用	特別費用計(9) 137,213 140.7%
		特別増減差額(10) = (8) - (9)	△5,381 △81.5%
繰 越 活 動 増 減 差 額 の 部	当期活動増減差額(11) = (7) + (10)	126,436 49.0%	
	前期繰越活動増減差額(12)(2019年度予測額)	661,174 100.0%	
	当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)	787,610 85.7%	
	その他の積立金取崩額(14)	32,619 98.7%	
	その他の積立金積立額(15)	26,356 11.1%	
	次期繰越活動増減差額(16) = (13) + (14) - (15)	793,873 111.2%	